

令和8年度 第2回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和8年5月13日（水）午後3時～

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

3. 出席委員：農業委員 10名 農地利用最適化推進委員 10名

1番	小松崎秀昭	君	1番	飯野利明	君
2番	浅野周一	君	2番	吉田典子	君
3番	飯塚尚志	君	3番	細田展之	君
4番	山崎翔子	君	4番	寺田清	君
5番	大塚芳夫	君	5番	吉田誠	君
6番	吉田修夫	君	6番	糸賀稔	君
7番	飯村正弘	君	7番	本間保	君
8番	島田辰男	君	8番	諏訪原昌子	君
9番	柳生利幸	君	9番	塚原努	君
10番	横張清彦	君	10番	秋葉政男	君

4. 欠席委員：0名

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第6号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第7号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第8号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第9号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

報告第7号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第8号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第9号 農地法第18条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第10号 非農地判断について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 小松澤 智 君

農業委員会事務局 関山 学 君

農業委員会事務局 酒井 健伍 君

農業委員会事務局 大津 知也 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席農業委員 10 名、出席推進委員 10 名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、9 番柳生委員・1 番小松崎委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議長： 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は 3 件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番についてご説明いたします。

申請地は、大字阿見地内の畑 1 筆、面積〇〇㎡。市街化区域になります。所有権移転の売買です。

譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人のみ。農作業従事期間は、240 日。作付予定作物は露地野菜です。譲受人は、すでに家庭菜園として利用しており、今回所有権移転の流れとなりました。

次に整理番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、大字荒川本郷地内の田 3 筆〇〇㎡、畑 2 筆〇〇㎡、計 5 筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内 3 筆、区域外が 2 筆になります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は会社役員。農業従事者は本人、従業員 2 名の計 3 名です。農作業従事期間は、本人及び従業員約 250 日。作付予定作物は田が水稻、畑が露地野菜です。

譲受人は営農規模拡大の意向があり、譲渡人については売却の希望があったことから、本申請に至ったとのことです。

次に整理番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は大字実穀地内の畑 2 筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域外となります。贈与による所有権移転です。譲受人の年齢〇〇歳。職業は会社員。農業従事者は本人と妻の 2 名。農業従事日数は本人 50 日、妻 200 日。作付け予定作物は露地野菜（じゃがいも、さつまいも、白菜）です。譲受人はすでに家庭菜園として利用しており、今回生前贈与による所有権移転での話がまとまったことから本申請に至ったとのことです。

以上 3 案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する項目を確認しましたが、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番 2 番を飯村委員、整理番号 3 番を浅野委員お願い致します。

7 番： 整理番号 1 番について報告します。整理番号 1 番は事務局の説明のとおりです。

現地調査を行った結果、耕作中の農地で管理は適正に行われています。隣地境界については問題なく、周辺農地への影響も見受けられませんでした。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

整理番号 2 番について報告します。整理番号の 2 番は休耕中の農地で状態はあまりよくありませんでしたが境界については問題なく、周辺の農地への影響もありません。譲受人は本申請地取得後に解消し適正に管理、耕作するものと見込まれます。本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

2 番： 整理番号 3 番について報告します。整理番号番については、事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は管理休耕中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく。周辺の農地への影響も特に見受けられませんでした。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請は許可妥当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 整理番号 1 番から 3 番でご質問等ありますか。（質問等なし）

これより議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決

をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第7号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議長： 続いて、議案第7号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は、2件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

次に整理番号1番についてご説明いたします。

令和7年度3月総会で許可された案件ですが、盛土する計画がなくなったため、許可証を発行する前に取下願が提出されており、今回改めて、盛土する計画がなくなったの申請がありました。

申請地は、大字若栗地内の畑2筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断いたしました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、鉄骨2階建て、建築面積228.60㎡。造成計画は、盛土及び切土等を行わず、現状のまま利用し、周囲は防護柵を設けます。給水は公共上水道。雨水は水路放流、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、自己資金により賄います。

他法令については、都市計画法第29条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

続いて整理番号2番についてご説明いたします。

申請地は、大字阿見地内の畑1筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり10ha未満の小集団の農地であり、第3種農地にも該当しないので第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造2階建て、建築面積137.14㎡。造成計画は、盛土及び切土等を行わず、現状のまま利用し、周囲は法面保護を行います。給水は公共上水道。雨水は敷地内に浸透枿を設置し敷地内処理、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、住宅ローンを利用します。

他法令については、都市計画法第29条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

以上2件につきまして、他法令の絡み等で調整を要する案件については、関連機関との調整の上、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番を小松崎委員お願い致します。

1番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で管理は適正に行われていました。隣地境界についても問題なく、周辺の農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。

続いて整理番号2番について報告します。整理番号2番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で管理は適正に行われておりました。隣地境界については問題なく、周辺農地への影響もないと考えます。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： これより質疑に入ります。

(質問なし。)

整理番号1番2番について賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認め

ます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第 8 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）＞

議 長： 続いて、議案第 8 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 今回は、2 件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番について説明いたします。

願出地は大字吉原地内。登記地目が畑 1 筆。面積〇〇㎡。現地は竹林の様相を呈している土地になります。現況に即した地目に是正するため、本願出に至ったとのことです。

続いて整理番号 2 番について説明いたします。

願出地は大字島津地内。登記地目が畑 1 筆。面積〇〇㎡。20 年以上前から山林の様相を呈している土地になります。国土地理院の航空写真からも平成 17 年 11 月時点で山林化していることが確認できました。現況に即した地目に是正するため、本願出に至ったとのことです。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 3 番を飯塚委員、2 番を柳生委員お願いいたします。

3 番： 整理番号 1 番について報告します。整理番号 1 番は事務局の説明のとおりです。現地確認の結果、願出地は竹林の様相を呈しており農業機械では耕起整地は困難であり。本申請については、非農地証明の発行は妥当と判断します。

9 番： 整理番号 2 番について報告します。整理番号 2 番は事務局の説明のとおりです。現地確認の結果、願出地は竹林になっており、農業用機械での整地ができない状態になっており、本申請の非農地証明の発行は妥当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： これより質疑に入ります。（質問等なし）
これより、議案第 8 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第 9 号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について＞

議 長： 続いて、議案第 9 号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 今回は、大字吉原地内の畑 2 筆、面積〇〇㎡。農振農用地外の農地です。農地法第 3 条の買受適格者証明の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

なお、願出地は一般競争入札にて、競売に出している案件になります。

整理番号 1 番について説明いたします。

願出人は農地所有適格法人であり、農地所有適格法人の要件は確認しており、満たしています。農業従事者は本人 1 名と常時雇用者 1 名となります。本人の農作業従事日数は 270 日、常勤雇用者は 200 日です。作付け予定作物はミニトマト、キノコです。農業用機械も保有しております。経営規模拡大のため本願出に至っています。

続いて整理番号 2 番について説明いたします。

願出人の年齢は〇〇歳・〇〇歳。職業は会社役員。農業従事者は 2 名となります。本人の農作業従事日数は 365 日です。作付け予定作物はスギとキノコです。農業用機械も保有しております。経営規模拡大のため本願出に至っています。

整理番号 3 番について説明いたします。

願出人は農地所有適格法人であり、農地所有適格法人の要件は確認しており、満たしています。農業従事者は本人1名と常時雇用者1名となります。本人・雇用者の農作業従事日数は250日です。作付け予定作物は梅です。農業用機械も保有しております。経営規模拡大のため本願出に至っています。

以上3件につきまして、落札の際には、農地法第3条許可申請を行います。当該許可の申請書を提出した場合において、会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をして差し支えない旨についても併せてご審議願います。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番3番を飯塚委員にお願いいたします。

3番： 整理番号1番について報告します。まず競売の対象地について2筆で1万ちょっとの土地半分がしいたけ栽培をしており、残り半分が荒れている畑です。昨日3件について事務局と最適化推進委員の計7名で〇〇市、〇〇市、〇〇市を回ってきました。

まず整理番号1番の〇〇の方は実際ハウスでミニトマトをやっており、事業拡大のために空いている土地にハウスを建てて、ミニトマトを栽培する計画ということです。かなり大きな会社ですので問題ないかと思います。2番目の〇〇の方は実際に作っているのはさつまいもが中心で、ひたちなかから阿見まで通うのは大変だと思ったのですが、話を聞いたところ花粉の出ない杉の苗を栽培するとのことなので年がら年中行き来するわけではないこともあったのでこの方も妥当かと思いました。整理番号3番の〇〇の方は漬物会社をやっていて実際に作るのは梅です。これまで東北のほうから梅を仕入れて梅干しにしていると、そこで茨城県産の〇〇の梅も増やして規模拡大しているという話をされていました。紀州の方は温暖化で梅の栽培が難しくなっており、それで茨城で梅を増やしていきたいとお話しされておりました。3件とも本申請を取得後も適正に管理耕作するものと見込まれますので本申請は許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願います。

議 長： これより質疑に入ります。(質問等なし)

これより、議案第9号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について>

議 長： 続いて、議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は9件の計画となります。

整理番号1番から9番、地目は田で8筆〇〇㎡ 畑で9筆、〇〇㎡

貸し手10名(共有1件あり)、担い手は4名、法人2社となっております。

なお、整理番号9番について、平成27年契約の更新案件であり、本来令和7年12月25日に更新の予定でしたが、相続などの関係で書類の提出が遅れたため記載の通りの始期となっています。島津地区の他の平成27年更新案件と終期を合わせておりますので契約期間が10年未満となっています。

その他詳細については資料に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。簡単ですが、説明は以上となります。

議 長： これより質疑に入ります。(質問等なし)

これより、議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。(案)を消してください。

＜議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する規定による農用地利用集積等促進計画（案）機構・受け手間契約の決定について＞

農地中間管理事業の再転貸になります。

整理番号1番から3番、地目は畑で4筆〇〇㎡

詳細については資料に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。簡単ですが、説明は以上となります。

議長：これより質疑に入ります。（質問等なし）

これより、議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。（案）を消してください。

＜報告事項＞

議長：これより報告事項に入ります。事務局お願いします。

事務局：報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について2件です。

報告第7号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について2件です。

報告第8号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について9件です。

報告第9号 農地法第18条の規定による通知書の受理について1件これが子供への経営移譲君島が10件JTからIMOへの担い手変更となります。

報告第10号 非農地判断について鈴木上長大形迫原計23件となっております。

議長：以上で本日の報告事項は全て終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

＜その他＞

事務局：その他（事務連絡）

① 農業新聞普及推進資材および農業者年金の普及推進について

② 農業体験日程、農福連携について

③ 現地調査及び総会の予定

6月現地調査 6月 8日（月）当番委員 5番 浅野委員

当番委員 6番 飯塚委員

6月定例総会 6月10日（水）午後3時

場所：301会議室

現地調査ですが、現在会長・当番委員の2名には現地調査の資料を全てタブレットのメールに送っています。

④ 当面の予定について

5月18日19日 農業委員会長局長会議

5月21日 県南協議会定期総会

5月26日 稲敷郡協議会通常総会

6月 2日 茨城県選出の与党国会議員への独自要請集会と全国農業委員会会長大会

6月 8日 現地調査

その他、質疑・意見等ございませんか。無いようですので、以上をもちまして第2回定例総会を終了とさせていただきます。お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後3時32分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印